

事業所のご案内

●北海道エリア

札幌事業所

〒060-0052
札幌市中央区南2条東
2-16-2F
TEL:011-596-9130
FAX:011-596-9180

●関東エリア

東京事業所

〒140-0014
東京都品川区大井
1-53-14-4F
TEL:03-6417-1818
FAX:03-6417-1838

立川事業所

〒190-0022
東京都立川市錦町
2-2-3-5F
TEL:042-595-7384
FAX:042-595-8769

横浜事業所

〒222-0033
横浜市港北区新横浜
3-13-5-5F
TEL:045-620-2017
FAX:045-620-2035

相模原事業所

〒252-0233
相模原市中央区鹿沼台
1-7-7-4F
TEL:042-851-5358
FAX:042-851-5360

千葉事業所

〒260-0027
千葉市中央区新田町
34-17-4F
TEL:043-243-2370
FAX:043-243-2377

柏事業所

〒277-0005
千葉県柏市柏
7-10-17-1F
TEL:04-7199-7780
FAX:04-7199-7781

川越事業所

〒350-0042
埼玉県川越市中原町
1-2-2-4F-A
TEL:049-272-7491
FAX:049-272-7496

川口事業所

〒332-0015
埼玉県川口市川口
1-5-14-1-C号
TEL:048-430-7603
FAX:048-430-7607

●近畿エリア

京都事業所

〒615-8101
京都市西京区川島東代町
3-1F
TEL:075-278-1163
FAX:075-381-6701

大阪事業所

〒531-0072
大阪府大阪市北区豊崎
5-7-15-2F
TEL:06-6485-5477
FAX:06-6485-5488

高槻事業所

〒569-1123
大阪府高槻市芥川町
1-13-6-101
TEL:072-686-3577
FAX:072-686-3578

●九州エリア

福岡事業所

〒810-0016
福岡市中央区平和
3-10-10-1F
TEL:092-523-7210
FAX:092-524-2536

久留米事業所

〒839-0809
福岡県久留米市東合川
4-9-14-3F
TEL:0942-43-9002
FAX:0942-43-9028

小倉事業所

〒803-0864
北九州市小倉北区熊谷
4-2-3-2F
TEL:093-967-8077
FAX:093-967-8034

中間事業所

〒809-0013
福岡県中間市上蓮花寺
1-2-1-2F-C室
TEL:093-967-8077
FAX:093-967-8034

熊本事業所

〒862-0954
熊本市中央区神水
1-8-8-1F
TEL:096-206-3332
FAX:096-340-8535

鹿児島事業所

〒890-0073
鹿児島市宇宿
3-28-17-1F
TEL:099-803-2663
FAX:099-214-5857

沖縄事業所

〒900-0012
沖縄県那覇市泊
2-1-18-4F
TEL:098-860-7676
FAX:098-860-7680

生涯あんしんサポート 一般社団法人

えにしの会

<https://www.enishinokai.jp>

無料出張セミナー開催中!!

- ・料金体制について
- ・家族代行サポートについて
- ・支援の事例紹介 など

※日時、曜日はご相談ください

えにしの会

えにしの会の支援内容
や事例をわかりやすく
解説した動画を制作しま
した!
ぜひご覧ください。
動画の視聴は
コチラから



お問い合わせはお近くの事業所まで

受付/平日 9:00 ~ 17:00

身元保証

生活支援

金銭管理

万一の支援

葬儀・納骨支援

法律支援

一般社団法人 えにしの会

えにしの会について

ご挨拶

現在日本は、超高齢化社会を迎えることとなりました。

その中で社会や地域とのつながりの希薄化、単身世帯の増加、孤立死、等さまざまな社会問題が発生しております。

特に家族を含め、身近な方々には負担や迷惑をかけたくないと考えている高齢者は年々増加傾向にあります。

そのような社会環境の変化において、私共は、『将来に亘って、安心して生活していくための社会創りをサポートする』をテーマに平成24年6月1日非営利団体として一般社団法人えにしの会を設立致しました。

えにしの会の特徴は、引越し先の入居時や入院時などに必要とされる保証人になる身元保証支援、日常の暮らしの生活支援から万一の時に対応する万一の支援、そしてお亡くなりになった後の葬儀及び納骨支援までのサポートを行っています。

またご要望に応じて、弁護士などの専門家と連携して金銭管理、法律支援も行っております。

もし私たちが会員様のご家族であったら、どうすれば一番安心してもらえるかを念頭に置き、紹介者や介護従事者の方々と連携・協力をしながら、地域に密着したサポート体制を築いております。

これから超高齢化の日本を考えた時、私たち「えにしの会」は何が出来るのかを皆様と一緒に考え、安心した地域福祉の発展に寄与していきたいと存じます。

一般社団法人 えにしの会
代表理事 川鍋 土王

このようなことで不安はありませんか？



- ☐ 家族や親族はいるが迷惑や負担をかけたくない。
- ☐ 元気なうちに、老い支度や終活をしておきたい。
- ☐ 何でも相談できる方を見つけておきたい。
- ☐ いざというとき(緊急時、緊急搬送時)に対応してくれる方を準備しておきたい。
- ☐ 老人ホームや施設入所の為に保証人や身元引受人が必要となった。
- ☐ 今まで保証人をお願いしていた方に転居やご逝去等でお願いが出来なくなった。
- ☐ 病院の入院時や手術時に身元保証人、身元受人を求められた。
- ☐ 医療や介護のことなど終末期に向けて相談したい。
- ☐ 葬儀の準備をしても葬儀社への連絡をする人がいない。
- ☐ お墓の準備をしても納骨をしてくれる人がいない。
- ☐ とにかく不安なく安心して最後まで暮らしたい。

他

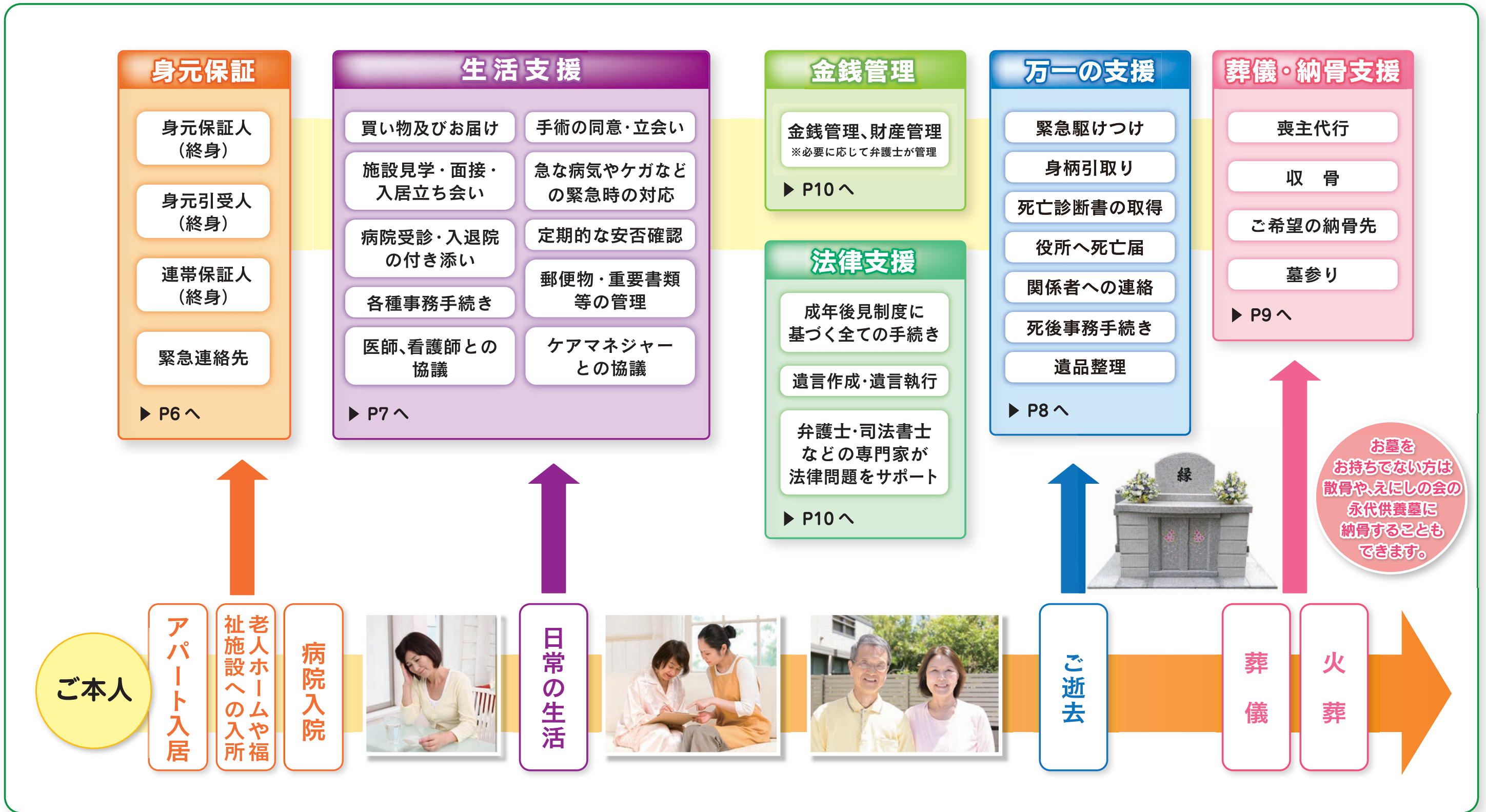
上記のうち、一つでもあてはまる方には
「ご利用」をおすすめします。

えにしの会はあなたに寄り添い、親身になって耳を傾け、
あらゆるご相談や不安、希望をお聴きします。
そして一つひとつ、家族代わりとして解決いたします。



えにしの会のサポート内容

～ご家族の代わり となり支援いたします～



必要な支援だけを お選び頂けます

サポート内容の概要

身元保証

▶▶詳細 P6

入院や手術時、施設入居や転居時などに必要となる身元保証人を法人としてお引き受けします。その他、各種緊急連絡先なども担い、名義だけではなく責任を伴った身元保証人として、一生涯にわたり安心できる暮らしをお約束します。



生活支援

▶▶詳細 P7

緊急入院の対応から各種手続き、入院中の支援や施設見学の同行など、家族代わりとして幅広いサポートにより、さまざまな困りごとを解決します。



万一の支援

▶▶詳細 P8

危篤・訃報連絡時の駆けつけ対応から、さまざまな死後手続きまでを代行します。

死亡診断書の受け取りや死亡届の提出、葬儀社の手配、年金やライフラインの停止など、各種届出・返納・停止・精算・解約などの死後事務を会員様の意思に基づいて行います。



葬儀・納骨支援

▶▶詳細 P9

ご逝去後、生前のご意思に基づき対応します。

- 葬儀支援 宗旨・宗派を問わず、生前の希望に沿う内容や方法で葬儀をサポートします。
- 納骨支援 生前のご希望に従い、指定された場所や方法で納骨を行います。当会の「永代供養墓」への納骨も引き受けます。



金銭管理

▶▶詳細 P10

ご希望に応じて弁護士や司法書士等の専門家が金銭、財産の管理を行います。



法律支援

▶▶詳細 P10

高齢者や障がいをお持ちの方の様々な法的問題について弁護士や司法書士等の専門家が相談に応じます。ご相談の内容に応じて法律の専門家が支援します。

現在

身元保証

金銭管理

生活支援

法律支援

ご逝去

万一の支援

葬儀・納骨

葬儀・納骨支援

サポート内容

身元保証

えにしの会は、終身にわたり身元保証を行います。入院時や福祉施設・賃貸住宅への入居時には身元保証人が必要となります。身元保証人は事故やトラブル時の緊急連絡先や費用滞納時の連帯保証を求められ、多くの場合は親族が担っています。えにしの会のサポートは、「親族に迷惑をかけたくない」「頼れる人がいない」といった思いをお持ちの方の身元保証に関する不安や悩みを解消します。

身元保証人が担う役割として、以下のようなことが挙げられます。

- 緊急入院時の駆けつけ、入院手続き
- 着替えお届けなどの入院準備
- 入院に伴う身元保証
- 賃貸住宅入居時の身元保証
- 費用滞納時の連帯保証
- 福祉施設入居時の身元保証や緊急時の対応
- 居室明け渡し など

えにしの会の身元保証

- 法人保証により、終身にわたる永続的な身元保証をお約束します。
- 24時間365日の電話受付体制を敷いているため、緊急対応が可能です。
- 遠距離の引っ越し時にも身元保証が可能。

会員証

もし外出先で倒れても、財布などに常時携帯していれば、救急隊員や搬送先の病院などから当会に連絡が入りやすく、緊急駆けつけが可能です。

【会員証 見本】



※緊急連絡先の電話番号は最寄りの事務所の電話番号が記載されます。

終末期医療事前指示書について

「突然の病気」や「認知症」などで自分の意思を伝えることができなくなってしまう場合に備えて終末期の医療に関するご希望を事前に確認させて頂いております。ご意向を終末期医療事前指示書に書き記しておくことで、自分らしい最期の生き方を選択することに役立ちます。



生活支援

えにしの会は家族の立場となり、日常生活を支援します。例えば、病院の受診付き添いや入院中の不足物のお届けなど、本来であれば家族が行うようなことを「生活支援」としてお引き受けします。皆様の家族の一員となり、在宅・病院・福祉施設とさまざまな生活状況に合わせ、幅広く支援します。

生活支援の一例

在宅



- 介護保険外のサポート
- 福祉施設の見学同行
- 病院受診の付き添い
- 介護保険の申請サポート
- 介護認定の立ち会い
- 買い物の付き添い など

緊急支援

(急なけがや病気による)
緊急搬送時の駆けつけ対応

病院(入院)

- 各種手続き代行
- 衣類などの購入、お届け
- 病院との協議
- 手術の立ち会い
- 退院(転院)時の付き添い
- 定期的な面会
- 郵便物の管理 など



福祉施設

- 入居に伴う住居変更手続き
- ケアマネジャー、施設の担当者会議立ち会い
- 病院受診の付き添い
- 買い物の付き添い
- 不足物の購入、お届け
- 入院時の付き添い など



万一の支援

えにしの会は、危篤や急変時、時間に関係なく家族代わりとなり駆けつけます。意思確認書に基づいた延命治療意思の提示や死亡診断書の受け取り、関係者へのご連絡、葬儀社手配を行います。また、保険証の返納など各種役所手続き、年金やライフライン停止手続き、家財処分業者手配などを代行します。

危篤・訃報連絡

駆けつけ

- 延命治療意思の提示
- 死亡診断書の受け取り
- ご遺体の搬送手配
- 関係者へのご連絡

死後に必要となること

在宅

- 入居契約終了手続き(賃貸)
- 家賃の精算(賃貸)
- 福祉用具返却
- 家財処分
- 居室の明け渡し など



病院(入院)

- 医療費の精算
- 荷物の引き取り
- リース用品の返却 など



福祉施設

- 施設費の精算
- 入居契約終了手続き
- 家財処分
- 居室の明け渡し など



各種手続き

各種手続きの一例

- 年金の停止
- ライフライン(電気、ガス、水道)の停止
- 固定電話、携帯電話の解約
- NHK、新聞などの解約
- 保険証返納など役所手続き
- 郵便物の停止



葬儀・納骨支援

えにしの会は、ご逝去後の葬儀・納骨について、家族の代わりとなりサポートいたします。生前のご意向に従って、宗旨、宗派を問わず、ご希望の形式で執り行い、お亡くなりになった後も、ご本人の意思を実現していきます。

葬儀支援

- 葬儀社との打ち合わせ
- 寺社手配
- 費用支払い代行
- 葬儀代行
- 喪主代行
- 火葬、拾骨
- 法要

納骨支援

- 納骨先への連絡
- 別途預り金からの費用支払い
- 納骨
- 墓参り、維持管理、清掃

【別途事前準備が必要となるもの】 ■お布施 ■納骨先(納骨時)の諸費用 など

えにしの会の納骨支援

生前の意思に従いご指定の先、方法で納骨させていただきます。

またお墓を準備されていない会員の方のために、えにしの会が合祀墓を設けており、永代にわたって供養します。



お寺納骨



海洋散骨



えにしの会合祀墓

金銭管理

ご高齢の方は判断能力がしっかりしていても様々な事情で金融機関に出向くことや細かな金銭を管理することが困難になることもございます。そのようなご自身で管理することが不安な場合に民法上の委任契約により、弁護士や司法書士等の専門家が金銭や財産を管理します。契約ですのどの範囲の財産をどのように管理して欲しいのか依頼者の意思を細かく反映させる事ができます。

法律支援

弁護士や司法書士等の専門家が様々な法的支援を行います。例えば公正証書遺言作成のお手伝いや相続の手続きなどの支援。また判断能力が衰えた場合に備え成年後見制度に基づく全ての手続きを支援することも可能です。

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人(ここでは「本人」)について、本人の権利や財産を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。



任意後見制度

判断能力が不十分になる前に

- 誰にどのような援助をしてもらうか決めておきます。手続きは、公証役場などで公証人の立ち会いのもと行います。
- 実際に判断能力が低下してから、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されると、任意後見人の仕事が始まります。

法定後見制度

判断能力が不十分になってから

- 家庭裁判所に審判の申し立てをすると、本人の判断能力に応じた支援(後見、保佐、補助)が決定されます。あわせて、本人を援助する人(成年後見人、保佐人、補助人)を家庭裁判所が選びます。
- 申し立ては、本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長ができます。

ご希望の方は、えにしの会と公正証書で「任意後見契約」を結ぶことも可能です。

81 歳 (男性)

入院先での身元保証・日常での生活支援

有料老人ホームにお住まいの方が入院をされる。老人ホームに入所した当初、保証人がいたものの保証人(ご兄弟)がご高齢のため、入院先で保証人を立てられず、医療ソーシャルワーカーからご紹介を受ける。身元保証契約締結後、入院先での生活支援から行い、退院後は病院の付き添いや買い物支援を行う。

82 歳 (女性)

施設入所の身元保証・生活支援

地域包括支援センターからのご紹介。ご主人が亡くなられた後、おひとり暮らし。子供もいなく、今後の生活を危惧して当会に入会。その後、施設での生活を希望していたため一緒に施設見学を行う。施設が決まった後に身元保証契約締結。引越しと役所への手続き等の生活支援を行い、新生活がスタート。また、ご主人の命日には、一緒にお墓参りの付き添いも行う。

84 歳 (男性)

身元保証・生活・法律・金銭管理支援

地域包括支援センターからのご紹介。お一人で生活をされていたが定期健診で末期の癌と宣告され入院。ご家族、ご兄弟とは疎遠。ご本人と数回の面談の後、地域包括支援センター職員、医療ソーシャルワーカー同席のもと契約を行う。契約締結後、部屋の解約手続き、転院(ホスピス)の打ち合わせ、郵便物の管理等の支援を行う。今後は、万一、葬儀、納骨の打ち合わせを行い、もしもの時に備える。金銭管理は弁護士が支援し、公正証書による遺言書作成も検討。

83 歳 (女性)

老人ホーム入所の身元保証・生活・万一・葬儀・納骨支援

市営住宅で独居生活をしていたが、倒れているところを民生委員が発見。救急搬送され手術を行う。病状が安定したのち有料老人ホームへ入所検討していたが身元保証人がいない為、ケアマネジャーから相談を受ける。身元保証契約締結後、家族代わりとしてドクターから説明を受ける。ご家族との関係も疎遠な為、万一、葬儀、納骨の追加契約を行う。

77 歳 (男性)

入院中での身元保証・万一・葬儀・納骨・法律支援

有料老人ホームの相談員からご紹介を受ける。入所者の方が入院しているが、余命宣告をされている。ご友人の方はいるが入退院を繰り返しておりサポートが出来ない為、ご本人と入院先の病院で当会と契約。数ヶ月後、病院から危篤、ご逝去の連絡を受け駆けつける。葬儀、納骨後、死後事務処理を行う。その後、弁護士による相続人調査後、権限のある相続人の方に報告。お骨は生前の意思に従い当会の合祀墓へ納骨。

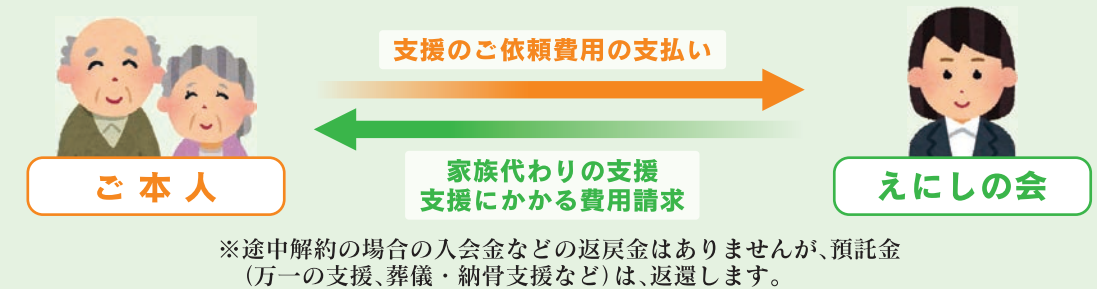
66 歳 (女性)

日常生活での生活、万一支援

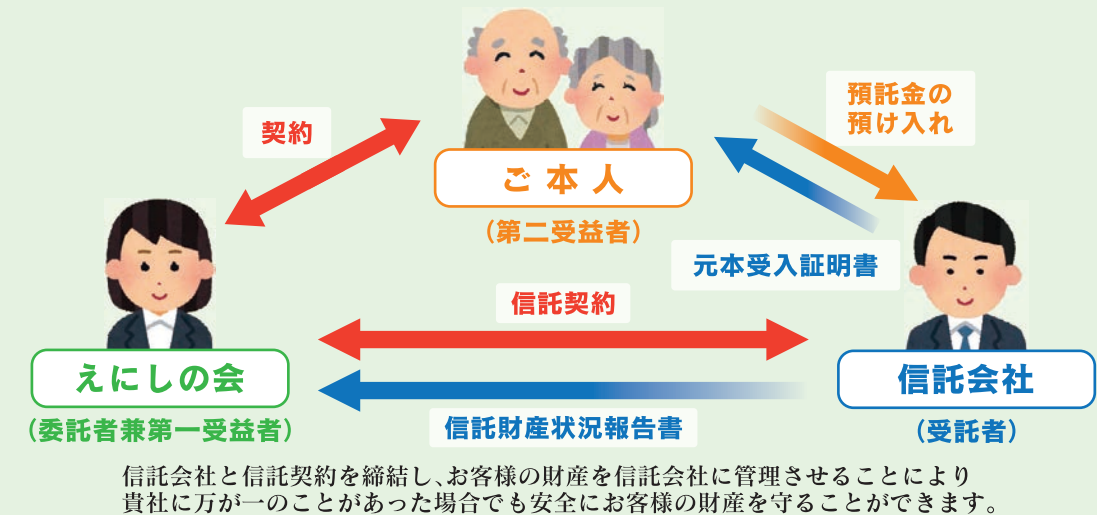
自宅におひとりでお住まい、妹夫婦が他県に在住。何かあれば駆けつけることは可能だが遠方の為、負担がかかっている。お隣との金銭トラブルも抱え日常的なサポート、緊急時(万一の支援)の対応依頼を受ける。当会が関わることでお隣との金銭トラブルは解消。定期的に連絡を入れ、日常での生活相談を受け必要に応じて買い物などの生活支援を行う。

2 者 契 約

ご本人と、えにしの会の2者で契約

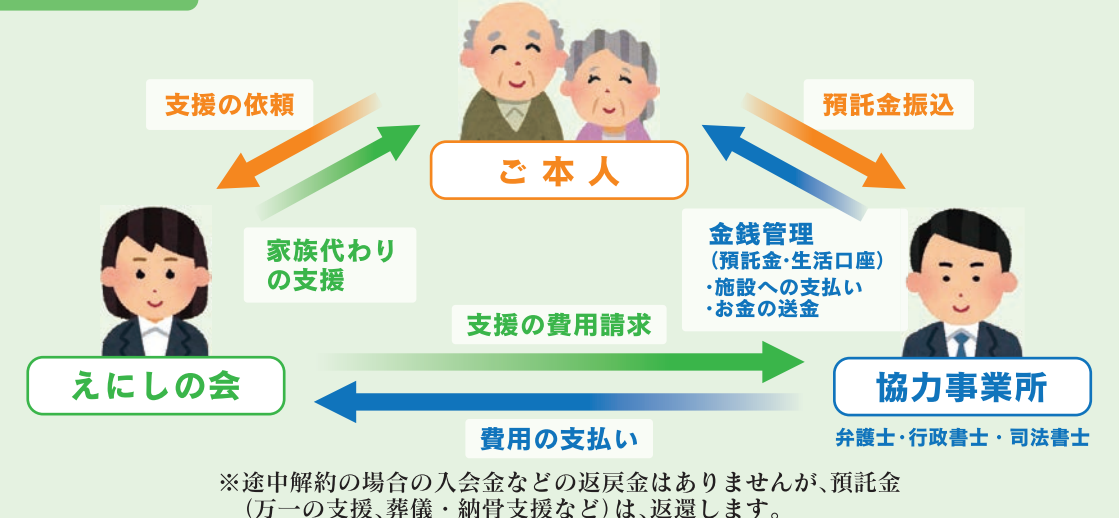


信託会社と契約する場合



3 者 契 約

ご本人と、えにしの会と協力事業所の3者で契約



えにしの会 Q & A



このようなことで悩んでませんか？



Q1 誰でも会員になれるのでしょうか？

何かにお困りの方、支援を必要とされている方全ての方が入会可能です。年齢、性別、国籍関係無く、会員の皆様は支援を受けることが出来ます。

Q2 えにしの会は、宗教法人ですか？ 宗教団体との関係などありますか？

えにしの会は、宗教法人ではございませんし、宗教団体との関りも一切ございません。「営利を目的としない」非営利型一般社団法人として活動しております。

Q3 支援はいつから開始されるのですか？

契約締結後、支援は開始されます。緊急の場合は面談日の当日でも契約は可能です。

Q4 生活保護を受給しているのですが契約はできますか？

もちろん生活保護を受給されている方へもご契約・ご支援をさせていただきます。

Q5 親族がいても契約は可能でしょうか？

ご親族様がいても契約は出来ます。行政、福祉関係者の皆様と連携しながら支援いたします。

Q6 葬儀は遠方の親族が執り行って頂けるので、入院時の身元保証と緊急時の対応だけをお願い出来ないでしょうか？

会員様は必要な支援だけをお選び頂けます。また入会后、他の支援が必要になった場合はもちろん支援の追加も可能です。

Q7 預託金、予備費は何に使われるのでしょうか？

危篤時の対応、葬儀、納骨、葬儀後の支援に使います。お亡くなりになられた場合、銀行口座が凍結され必要な支援が出来なくなるのを防ぐ為です。支援終了後、余剰金は相続人様へ全額返金致します。

Q8 預託金の分割払いは出来るのでしょうか？

一括払いが困難な場合は、分割による積立も可能です。ご本人様と相談し、生活に支障がない額で設定します。

Q9 契約後、親族の協力が得られるようになった場合、解約は可能でしょうか？

会員様が希望されれば解約はいつでも可能です。残っている預託金、予備費は全て返金します。

Q10 ある高齢者の後見人をしている弁護士です。緊急時の対応が出来ません。後見人の私が貴会と緊急時の対応のみを契約する事は可能でしょうか？

もちろん契約は可能です。緊急時だけに限らず後見人が行動しにくい支援を、えにしの会が引き受けサポートしていくこともできます。

Q11 どのようなスタッフがお手伝い（支援）をしてくれるのですか？

支援をする職員は介護福祉士、ヘルパーの有資格者、過去に福祉に従事していた者等、様々なスタッフが在籍しています。いずれも十分な研修を受けた職員が支援を行います。

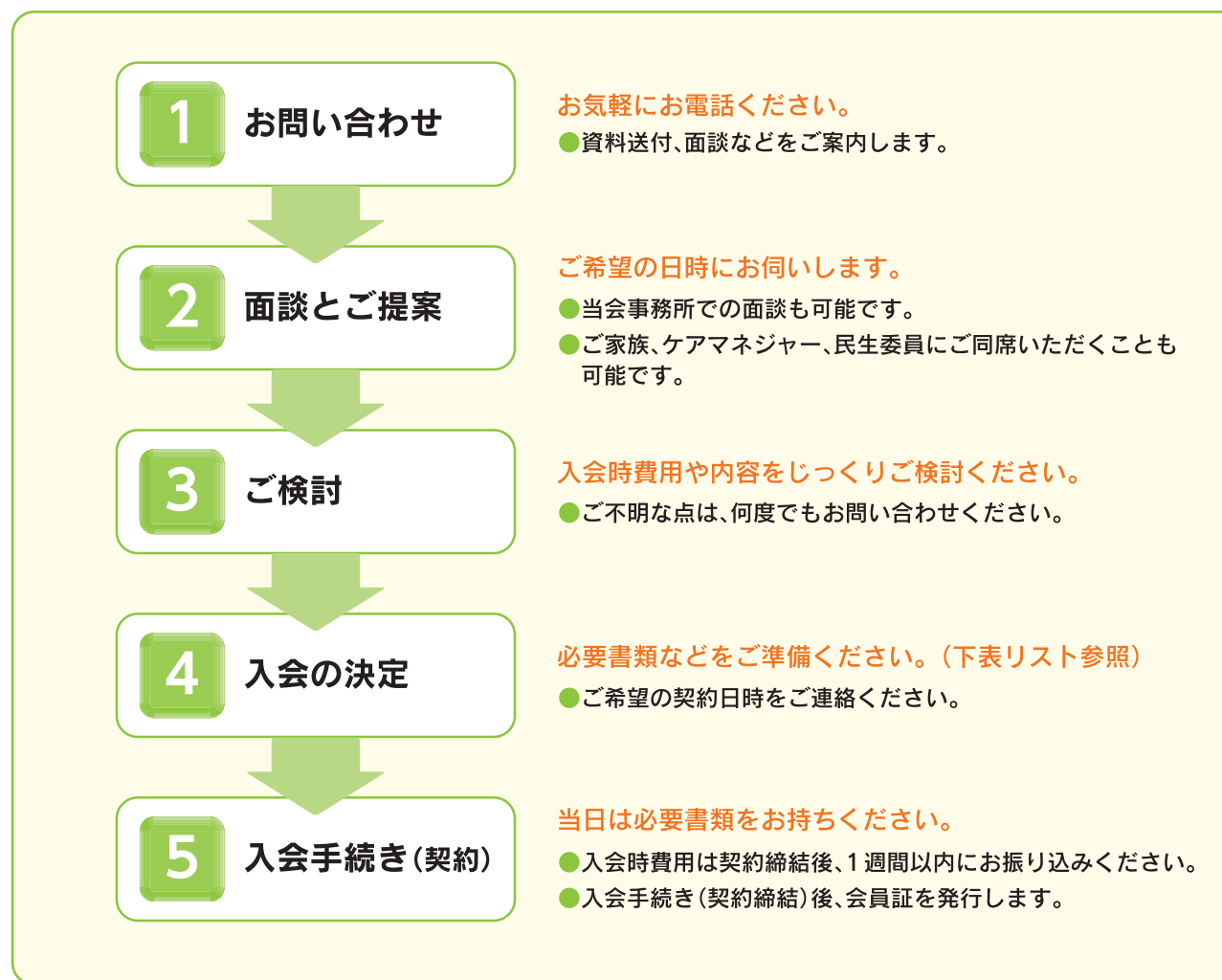
Q12 私はエンディングノートを書きました。私が亡くなった時、ノートに記した通りに支援して頂けますか？

はい、もちろんです。会員様の意向に従って人生の終末期を支援します。また親族への伝言、連絡すべき知人へ私どもの方からお伝えすることも可能です。またお亡くなりになった後の事務処理、遺品整理等も意向に沿って支援していきます。

Q13 入院中で銀行に行けなく入院費や他からの支払いが出来なくて困っています。どうしたら宜しいのでしょうか？

会員様の入院費や必要な物品購入の支払いが発生した場合は当会が立替てお支払いさせていただきます。立替えた費用は次月指定の口座からお振替させていただきます。

ご契約までの流れ



入会時に必要な主な書類など

契約当日までにご準備をお願いします。

チェック欄	必 要 書 類	備 考
	住民票	続柄・本籍地入り(1通)
	運転免許証または健康保険証	本人確認のため
	印鑑	契約書への押印など
	保険証(医療・介護)の写し	保険証(医療・介護)をお持ちの方
	銀行通帳の写しと銀行届出印	会費や生活支援などの口座振替手続きのため